


吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

2024年1月1日

株式会社マイネット



株式会社OneSports NEXT

2024年1月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区北青山二丁目11番3号
株式会社マイネット
代表取締役 岩城 農



東京都港区北青山二丁目11番3号
株式会社OneSports NEXT
代表取締役 岩城 農



株式会社マイネット（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社OneSports NEXT（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年11月24日付で吸収分割契約書を、2023年12月28日付で吸収分割契約書に係る変更契約書を、それぞれ締結し、2024年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のスポーツDX事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2024年1月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 本件分割の差止請求について（会社法第784条の2）
該当事項はございません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
該当事項はございません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
該当事項はございません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び同条第3項に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう2023年11月24日付で官報公告及び2023年11月24日付で開始した電子公告を行いました。所定の期

間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 本件分割の差止請求について（会社法第796条の2）
該当事項はございません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）
該当事項はございません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第799条）
吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び同条第3項に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう2023年11月24日付で官報公告及び2023年11月24日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
吸収分割会社は、本効力発生日をもって、同社の営むスポーツDX事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継しました。
5. 本件分割に係る変更の登記をした日
2024年1月4日（予定）
6. その他本件分割に関する重要な事項
該当事項はございません。

以上

